

多摩都市計画地区計画の決定（多摩市決定） （参考）

多摩都市計画豊ヶ丘四丁目住宅地区地区計画を次のように決定する。

17-8-10

名 称		豊ヶ丘四丁目住宅地区地区計画				
位 置 ※		多摩市豊ヶ丘四丁目地内				
面 積 ※		約0.6 ha				
地区計画の目標		<p>本区域は、多摩ニュータウン8住区の一部で、新住宅市街地開発事業による一体的な整備が進められ、住宅地として市街地形成が期待されている地区である。このため、新住宅市街地開発事業の効果の維持増進を図るとともに、多摩の丘陵地の景観づくりに配慮し、周辺の中高層住宅地や近隣センター等の利便施設、並びに公共施設等と調和した戸建住宅を主体とする良好な住宅地の形成を図る。</p>				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>公共施設を計画的に配置し、また周辺の土地利用との調和や活気あるまちづくりに配慮し、兼用住宅を許容しながら、良好な市街地形成に寄与する土地利用を図る。</p>				
	地区施設の整備の方針	<p>新住宅市街地開発事業により計画的に整備された道路について、適切な利用と維持、管理、保全を図る。</p>				
	建築物等の整備の方針	<p>戸建住宅地としての良好な住環境を形成することを目的とし、その環境を維持・保全するため、建築物等の用途の制限、容積率、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度を設ける。</p> <p>また、潤いのある都市景観を創出するために、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を設ける。なお地盤面の変更は行わず、また区画道路以外からの車両の出入りを制限し、各敷地が一定の居住条件を維持するものとする。</p>				
地区整備計画	置及び規模 地区施設の配	種 類	名 称	幅 員	延 長	備 考
		道 路	区画道路1号	6.0 m	約146 m	新 設

建築物等に関する事項	建築物の用途の制限 ※	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 住宅（住宅の数が3以上の長屋を除く） 2 2戸以内の共同住宅で住戸を有するもの 3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3に定めるもの
	容積率の最高限度 ※	10分の8
	建ぺい率の最高限度	10分の4 ただし、建築基準法第53条第3項第2号の規定は適用しない。
	建築物の敷地面積の最低限度	170㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む）から隣地境界線、自転車歩行者専用道路境界線及び、道路境界線（電柱用地の場合は縁石とする）までの距離は、1m以上とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 1 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。 2 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は、地盤面から10mとし、かつ、軒の高さは地盤面から7m以下とする。
	建築物の形態又は意匠の制限	（色彩の制限） 建築物の外壁及び屋根の色彩は、地区の環境と調和したものとする。 （屋外広告物等の制限） 自己の用に供する広告物については、表示面積が1㎡を超えないものとする。
	垣又はさくの構造の制限	道路及び自転車歩行者専用道路に面する垣、さくの構造は、生垣又は透視可能なネットフェンス等とする。

※は知事同意事項

「地区計画区域、地区整備計画区域の範囲、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

（理由） 新住宅市街地開発事業により、整備の行われている地区の良好な市街地の形成と保全を図るため、地区計画を決定する。

規則別表第1(第2条関係) 壁面の位置の制限の適用除外の建築物

地区整備計画 区域	計画地区の区 分	壁面の位置の制限の規定の適用を受けない建築物	
		出窓等	玄関ポーチベランダ等
豊ヶ丘四丁目 住宅地区	—	—	軒、窓の格子、戸袋、濡れ縁、独立柱のないテラス2階ベランダ及び柱のない玄関ポーチ

規則別表第2(第3条関係) 建築物の高さの限度における地盤面

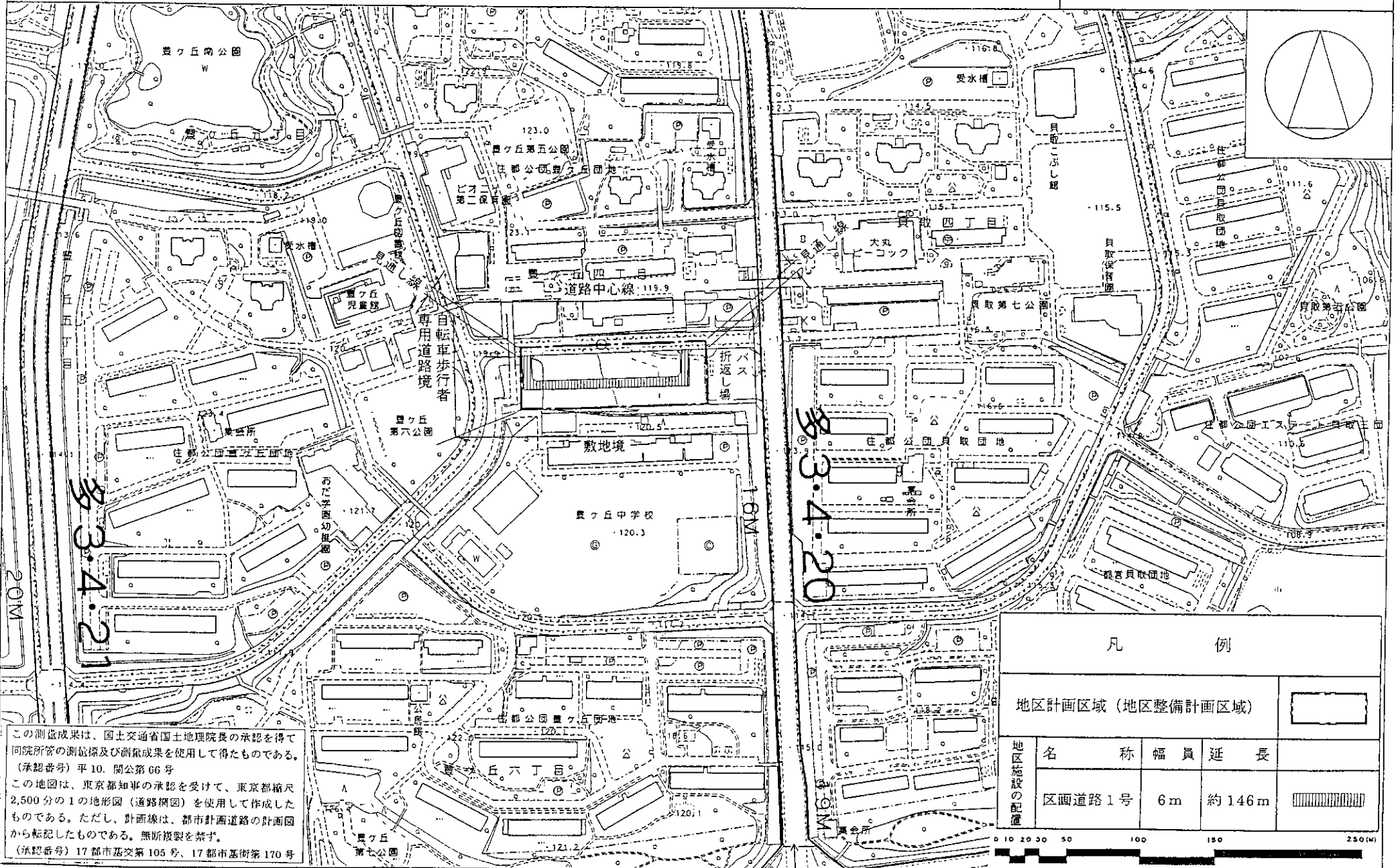
地区計画計画区 域名	計画地区の区分	地盤面
豊ヶ丘四丁目住 宅地区	—	—

多摩都市計画地区計画

豊ヶ丘四丁目住宅地区地区計画

計画図

(多摩市決定)



凡 例				
地区計画区域 (地区整備計画区域)				
地区施設の配置	名 称	幅員	延 長	
	区画道路 1 号	6 m	約 146 m	

